

「第46回 JOYO 産業まつり」 飲食出展に伴う営業許可の必須化について

飲食提供を伴う出展につきましては山城北保健所の指導により、**屋外等での飲食物の調理、提供、販売等を行なう場合は、営業者は営業業態に合わせて飲食店営業(露店)許可の取得が必要となりましたので飲食の提供をご検討の団体・企業様におかれましては、ご注意ください。**

なお、保健所へ営業許可の申請をされた内容と異なるものは販売できませんので、予めご了承ください。

物販(予め包装されたものを持ち込み販売)のみは許可取得の対象とはなりません。ただし、農産物を販売する場合は、「野菜果物販売業」の届出が必要となりますのでご注意ください。(野菜果物販売業とは、果実卸売業であり主として果実などの農産物を小売する営業形態のことをいいます。食品衛生法が改正されたことにより、令和3年(2021年)6月より、新たに保健所への届出が必要な業態として追加されたものです。)

許可・届出申請が終了したのち発行される許可書類(写し)を当所までお送りください。

「飲食店営業許可(露店)」の取得

仮設店舗を設け、営業する場合については営業許可を取得して頂く必要があります。

⇒営業許可の取得には「食品衛生責任者」の設置が必要です。

食品衛生責任者とは、HACCPに沿った衛生管理をはじめ、施設や店舗における衛生管理を行う立場の人です。令和3年の法改正により、営業許可または営業届出の対象となるすべての業者が、食品衛生責任者を設置することが義務付けられています。

営業許可取得に伴うご相談は下記へお問い合わせください。

京都府山城北保健所

住所：宇治市宇治若森 7-6 電話番号：0774-21-2912